



弁護団だより

# みんなして

**No.65** 発行 2017年6月  
「生業を返せ、地域を返せ！」  
福島原発事故被害弁護団  
TEL : 03-3379-6770

## 【最近の動き】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
6月27日 川勝静岡県知事、浜岡原発再稼働の不同意を明言	6月19日 弁護団会議（東京）
6月28日 原子力規制委員会、伊方原発1号機の廃炉認可	6月25日 原告団相双支部学習会（相馬市）
6月30日 東京地裁、福島原発事故についての東電元幹部の刑事裁判初公判	6月27日 原告団弁護団合同会議（郡山市） 7月03日 全国原告団連絡会（東京）

## 第二陣が始まりました

### ～「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟（第2陣）第1回期日の報告～

#### 1. 好天に恵まれた第1回期日

「生業訴訟 口頭弁論始まる」、「国と東電争う姿勢 生業訴訟第二陣口頭弁論」——6月13日付の各紙には、こうした見出しが並びました。

6月12日、第2陣の第1回期日が、福島地裁において開かれました。

この日、原告は訴状を、国と東電はそれぞれ答弁書を陳述しました。答弁書の内容は、第1陣のときと同様のもので、原状回復を求める原告の訴えは不合法であるから却下されるべきものであり、原状回復がなされるまでの間についての慰謝料請求についても認められないとしたうえで、今回のような津波の到来については予見しえなかったとするものです。

期日当日は、爽やかな好天に恵まれ、150名ほどの方が期日行動に参加されました。傍聴席に入りきれなかった方々向けの企画では、「福島第二原発取消訴訟の経験に学ぶ」と題してシンポジウムを開催。原発とたたかう意義を再確認する機会となりました。



#### 2. 第1陣結審の事実上の「延長戦」

この日の期日は、3月17日に前橋判決が出されたこともふまえ、第1陣結審の事実上の「延長戦」として位置づけられました。

法廷では2名の原告が意見陳述しました。浪江町で生まれ、原発事故の翌年に結婚、子どもを出産、その後離婚した女性は、「将来、娘の健康に異常が出るのではないか、不安」と涙ながらに語り、「事故前の浪江町に戻してほしい」と訴えました。福島市内で稲作をしている女性は、「今も放射性物質の測定を続けているが、今だに何万ベクレルという高濃度の放射性物質が検出される」とし、「自宅で作った食物を食べ、花、鳥の声に季節を感じて喜ぶ、生活を取り戻したい」と語りました。



また、原告側代理人も、第1陣の最終弁論と前橋判決をふまえて弁論し、過去の公害と比べても空前の被害をもたらした原発事故は、「国と東電が原発推進政策と経済性を優先し、必要な対策を意図的に先延ばし」したことで引き起こされたもので「万死に値する」と批判。あわせて、被害・損害についても、侵害された生活平穩権を狭くとらえた前橋地裁判決の被害のとらえかたは改められるべきだとし、「責任の重大性をふまえた賠償のあり方を提示することが司法に期待される役割」とし、「歴史に残る判決を期待する」と結びました。

### 3. 第二陣の意義

第2陣は、今年3月に結審した第1陣とは別に審理されますが、「被害はまだ続いており、被害者は声を上げ続けている」ことを裁判所に伝えるとともに、第1陣判決に向けて裁判所の背中を押す意味あいも込められています。次回は9月6日です。ぜひご参加ください。

(弁護士 馬奈木厳太郎)



## 公害総行動に参加して

原告 鈴木文夫

今回の公害総行動は、厳しい財政の中で何とか一定の参加者を派遣することを目指し、中通り方はマイクロバスを借りて原告が運転して行く方法をとりました。浜通りは服部浩幸さんの車を村松・松本の両氏が運転して行く計画。団長、事務局長、阿部さんは前日に出発している。日比谷公園霞門に到着しノボリ・タスキの準備をしていると、浜通りの10人と合流。県南支部の6人の仲間も到着し、昼デモに出発しました。報道関係のカメラの手前で整列し、前のデモ隊と2mほど距離をとる。各自の顔をカメラに向け、写真を撮りやすく演出すると、翌朝実施の官庁前ピラに生業の隊列が掲載された。某紙の紙面にも、我々の行進が横断幕とともに掲載されていました。

バスで衆議院第一会館に行くと、当初の場所に駐車できず。そこで指示された国会参観バス駐車場へ氏家さんと移動させる。しかし、そこは午後5時閉鎖ということで、2時間たった議員会館の駐車場に戻ることにする。国・東電の出席者は、年々レベルが落ちていました。質問B・Cでは、農民連さん

の進行と発言が連携のとれたもので、迫力がありませんでした。楽しみにしていた服部浩幸さんの発言はバス移動の時間で聞く機会がなかった。裏方の辛いところです。

議員会館地下駐車場から乗車、ニッショーホールに到着。弁当の配布、横断幕の張付け、バスの駐車場への移動など、去年の反省を踏まえて担当者を決めていました。担当の皆さんご苦労様、ありがとうございます。バスはホテルの仲介で代々木に駐車場を紹介されたため、再び出庫してホテルまで乗せることが出来ませんでした。そのため、ニッショーホールでの私の仕事は、タクシーに乗合わせるメンバーとチーフの人選でした。ホテルに泊まる18名全員にメモ連絡することで、ニッショーホールでの時間は過ぎてしまいました。一人も迷子が出ずホテルに着く、食事とビールのあと早起きと疲れでぐっすり眠りました。翌朝は内閣府前でのチラシ配布。去年もここでチラシ配布をしたのですが、今年は4枚の手渡しに終わり去年からの累計は9枚でした。心の中でめげそうになりながら、気持ちが折れれば生業の裁判も負けると思って、心を奮い立たせて頑張りました。勝訴して、来年は意気揚々と参加したいです。

## 暑く、そして熱かった関西キャラバン

原告団事務局長 服部浩幸

「生業訴訟」では県外の主要都市を回り、「公正な判決を求める署名」を初めとする判決運動への協力を要請する「キャラバン」を、年明けから全国で展開してきました。その締めくくりとなったのが今回の関西キャラバン。6月15日から18日までの4日間、京都、兵庫、大阪、滋賀の4府県を、中島団長、原告団役員の遠藤さん（福島支部）と阿部さん（相双支部）、そして私の4人で行脚しました。

初日に4人で京都市内の労組や民主団体事務所など5～6カ所を、京都総評議長さんの案内で訪問したのを皮切りに、翌日の重点日は三方に分かれての行動となりました。

まず、団長と阿部さんは大阪市内を訪問。午前・午後とも大阪労連の方々の手厚いアテンドを受け、約20カ所を訪問しました。

震災の前年まで京都にお住まいだった遠藤さんは、地の利を活かして前日回れなかった京都市内の団体をフォロー。予定外の訪問にもかかわらず、大きな成果を挙げられました。

私はといえば、兵庫労連事務局長さんとのマン・ツー・マンで、午後からの3時間という短時間で、神戸市内の16団体を要請に駆け抜けました。

夕方にはそれぞれが大阪・寝屋川市に集結し、結審にも駆けつけてくださった山口さんらが200回以上続けてこられた「原発いややん」金曜行動に合流。福島の実情を街頭でお話しさせていただきました。

関西訪問のきっかけとなった17日の大阪での「近畿3訴訟交流集会」は、大変和やかな雰囲気の中で行われ、原告・弁護士・支援者がまさに一体となって裁判を進めている様子が肌で感じられる、素晴らしい集会でした。終了後の懇親会では各訴訟の原告・支援者の皆さんとも率直な意見交換ができ、関西と福島の距離が一気に縮まったように感じられました。

最終日は滋賀の有名なお寺で開かれた「オーガニックマーケット」の中で、福島からの報告をする貴重なお時間をいただき、一般参加者の方も熱心にお話を聞いてくださいました。

いずれの日、いずれの場所でも、関西の皆さんには温かく迎えていただきました。福島から遠い関西



では現地の情報が極めて限られ、福島の人々の生の話が聞けることがとても貴重だとのこと。「我々福島の人々がやるべきことはまだまだある。」そう感じさせられました。

帰着後発送した署名用紙は約3万部！今回の要請行動の実現は、各地で訪問を受け入れてくださった皆さんの熱意があったからこそ。暑さの中、多くのご縁に恵まれたキャラバンは、関西の人々の熱い思いを胸に刻んだ4日間でした。



## 生業訴訟第二陣 第2回期日（9月6日）のお知らせ

2016年12月12日、福島地方裁判所に提訴した第二陣訴訟が、2017年9月6日に第2回目の口頭弁論期日を迎えます。第一陣訴訟とともに、国と東電の責任追及をさらに強めていきます。

第一陣訴訟の判決を10月10日に控え、注目も集まる重要な裁判になります。第二陣訴訟の原告の方はもちろん、第一陣訴訟の原告のみなさんも傍聴席に入れます。多くのご参加をお願いします！！

### <当日のスケジュール>

#### 【裁判所】

- 12:00 あぶくま事務所前集合
- 12:20 事務所前集会
- 12:50 裁判所行進
- 13:00 署名用紙提出
- 14:00 弁論期日



#### 【文化センター小ホール】

- 13:00 原告団企画（予定）
- 17:00 報告集会